

- (28) 重要な通知、催告、報告、届出、進達、照会及び回答を行うこと。
- (29) 重要な刊行物を編集発行すること。
- (30) 県の共催、後援、協賛、推薦及びこれらに類する名義の使用承認に関すること。
(重複規定事項の取扱い)

第7条 第5条各号に掲げる決裁事項について、別表第3の部長等専決事項の欄に掲げられているものがあるときは、同条の規定にかかわらず、第6条の規定によるものとする。

2 第5条各号に掲げる決裁事項及び第6条各号に掲げる専決事項について、別表第3の統括監専決事項の欄に掲げられているものがあるときは、第5条及び第6条の規定にかかわらず、前条の規定によるものとする。

(課長専決事項)

第8条 課長が専決することができる事項は、第5条から第6条の2まで及び次条に掲げるもの以外のものとする。

2 前項の規定により課長が専決することができる共通の事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 法令の規定に基づき、監督のために必要な報告を求め、又は所属の職員をして立入検査等を行わせること。
- (2) 講習会、展示会、品評会等を開催すること。
- (3) 資格試験を実施すること。
- (4) 班の分掌事務を定め、又は臨時若しくは緊急の事務の処理について班の分掌にかかわらず適宜の措置をとること。
- (5) 所属の職員の事務分担を定めること。
- (6) 所属の職員の勤務時間の割振りを変更すること。
- (7) 所属の職員の休暇、欠勤その他の服務に関すること。
- (8) 所属の職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定に関すること。
- (9) 所属の職員に時間外勤務、夜間勤務及び宿日直勤務を命令すること。
- (10) 所属の職員の職務に専念する義務を免除すること(職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第7号から第14号までに規定する場合を除く。)
- (11) 所属の職員及び出先機関の長に旅行(出先機関の長の3日以内の旅行を除く。)を命令し、その復命を受理すること。
- (12) 所属の職員に係る諸証明を行うこと。
- (13) 所属の会計年度任用職員(地公法第22条第1項第1号に掲げる職員をいう。別表第3総務部の表人事課の項において同じ。)の基本報酬額(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和2年沖縄県人事委員会規則第1号)第2条第1項に規定する基本報酬額をいう。)の算定に関する事務を行うこと。
- (14) 附属機関の委員その他の構成員に旅行を依頼すること。
- (15) 講師、調査員、参考人、証人等に旅行を依頼すること。
- (16) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 公共的団体等に対し事務の報告等を徴し、実地について事務を視察し、又は監督のために必要な処分等を行うこと。
 - イ 工事の請負契約者、物品の納入者、補助金等の交付若しくは貸付けを受けた者、業務の委託を受けた者、県が出資している法人又は県が債務を負担している法人に対してその状況を調査し、又は報告を徴すること。
- (17) 公印の新調、改刻、廃止又は公印の印影の印刷の承認を申請すること。
- (18) 帳票を作成し、又は改めること。
- (19) 交付額が1件50万円未満の補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該取消しに係る補助金等の返還を命ずること。
- (20) 補助金等の交付に係る補助事業等の遂行、遂行の一時停止若しくは是正のための措置を命じ、又は検査をすること。
- (21) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、補助金等の交付を受ける事務を行うこと。
- (22) 公有財産規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 行政財産の目的外使用許可をすること。
 - イ 公有財産の登記又は登録の囑託をすること。
 - ウ 土地の境界確認をすること。
- (23) 行政不服審査法の規定に基づき、処分庁、審査庁又は再審査庁となった場合の事務を行うこと。
- (24) 統計法(平成19年法律第53号)の規定に基づき、基幹統計調査に関する事務を行うこと。
- (25) 沖縄県統計調査条例(平成21年沖縄県条例第17号)の規定に基づき、県統計調査に関する事務を行うこと。
- (26) 法令の規定に基づき、許可、認可、免許、登録等又はその取消し若しくは変更若しくは停止、禁止、閉鎖命令等の処分に関すること。
- (27) 法令の規定に基づき、施設等の許可、認可又はその取消し若しくは変更若しくは廃止、休止等に関すること。
- (28) 告示、公告その他の公表を行うこと。
- (29) 広報及び公聴を行うこと。
- (30) 法令の規定に基づき、公聴会を開き、又は聴聞を行うこと。
- (31) 通知、催告、報告、届出、進達、照会及び回答(軽易なものを除く。)を行うこと。
- (32) 刊行物を編集し、発行すること。
- (33) 工事の検査をすること。
- (34) 法令の規定に基づき、機関の指定又はその取消し若しくは変更に関すること。
- (35) 法令の規定に基づき、使用料、手数料、延滞金等を減免すること。
- (36) 国等に対して軽易な事項について意見を述べること。
- (37) 沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)の規定に基づき、公文書の開示等に関する事務を行うこと。
- (38) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、個人情報の保護に関する事務を行うこと。
- (39) 公益法人、特例民法法人及び移行法人の業務及び財産の状況検査等に関する事務を行うこと。
- (40) 財務規則の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 予算を令達すること。

- イ 予算の執行を分任すること。
 - ウ 歳入の調定をすること。
 - エ 納入通知後の分割納付を承認すること。
 - オ 調定及び収入の更正並びに歳入戻出の決定をすること。
 - カ 予算執行(第5条第23号、第6条第18号オ及び第6条の2第18号アに規定する予算執行を除く。)をすること。
 - キ 次に掲げる経費の支出負担行為をすること。
 - (ア) 委託料(1件500万円未満のものに限る。)
 - (イ) 工事請負費(1件5,000万円未満のものに限る。)
 - (ウ) 公有財産購入費(1件1,000万円未満のものに限る。)
 - (エ) 備品購入費(1件500万円未満のものに限る。)
 - (オ) 負担金、補助及び交付金(1件500万円未満のものに限る。)
 - (カ) 貸付金(1件500万円未満のものに限る。)
 - (キ) 補償、補填及び賠償金(1件500万円未満のものに限り、賠償金を除く。)
 - (ク) 投資及び出資金(1件100万円未満のものに限る。)
 - (ケ) 繰出金
 - ク 支出(委託料、工事請負費、公有財産購入費、備品購入費、負担金、補助及び交付金、貸付金、補償、補填及び賠償金、投資及び出資金、寄附金及び繰出金に限る。)を決定し、命令すること。
 - ケ 資金前渡職員を指定すること。
 - コ 歳入戻入又は支出の更正をすること。
 - サ 支出負担行為を伴わない契約の締結及びこれに付随する事務を決定すること。
 - シ 有価証券の受払を決定すること。
 - ス 1件の取得見積価格100万円未満の寄附に係る物品を受け入れること。
 - セ 1件の時価見積額100万円未満の交換に係る物品を受け入れること。
 - ソ 占有動産を取得すること。
 - タ 債権を管理すること。
 - チ 歳入歳出外現金(社会保険料を除く。)及び基金の受入れ又は払出を決定すること。
 - ツ 予算の項、目及び節の金額の流用(知事が定めるものに限る。)を要求すること。
- 3 前項に規定する事項のほか、第1項の規定により、主管課長が専決することができる共通の事項は、おおむね次のとおりである。
- (1) 部等内の行政運営の能率化について企画立案し、これを推進すること。
 - (2) 部等内各課の連絡調整を行うこと。
 - (3) 職員(非常勤職員に限る。)の身分取扱いに関すること。
 - (4) 部等内の職員の一般的な研修又は福利厚生に関すること。
 - (5) 部等内の非常勤職員を任用すること。
 - (6) 部等の所管する歳出予算の執行を調整すること。
 - (7) 財務規則の規定に基づき、部等の次に掲げる事務を行うこと。
 - ア 予算配当又はその変更を要求すること。
 - イ 予算の項、目及び節の金額の流用(知事が定めるものを除く。)を要求すること。
 - ウ 滞納処分に従事する職員を任免すること。
 - エ 不納欠損の決定をすること。
 - オ 様式の特例を定めること。
 - カ 歳入歳出外現金(社会保険料に限る。)の受入れ又は払出を決定すること。
- (班長等専決事項)
- 第9条 別表第2に掲げる職、室長及び班長(班長が置かれてない課(班に属しない職が置かれている場合を含む。)にあっては、課長が指定した者)(以下「班長等」という。)が専決することができる共通の事項は、次のとおりとする。
- (1) 軽易な事項に関する通知、催告、報告、届出、進達、照会及び回答を行うこと。
 - (2) 届出、報告等を徴し、又は受理すること。
 - (3) 財務規則に基づき、支出負担行為(第6条第18号カ、第6条の2第18号ア及び前条第2項第40号キに規定する支出負担行為を除く。)をすること。
 - (4) 財務規則に基づき、支出(前条第2項第40号クに規定する支出を除く。)を決定し、命令すること。
 - (5) 許可書、免許書、証明書、鑑札等の再交付又は書換え交付を行うこと。
 - (6) 各種の台帳の調製及び備付けをすること。
 - (7) 台帳等を閲覧させ、又は縦覧に供すること。
 - (8) 所掌事項に係る証明を行うこと。
 - (9) 文書を提出者の請求により、又はその不備を訂正させるため返却すること。
- 2 前項に規定する事項のほか、総務事務センター室長が専決できる事項は、次のとおりとする。
- (1) 本庁機関、出先機関及び沖縄県労働委員会事務局の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給について認定をすること。
 - (2) 本庁機関、出先機関、沖縄県議会事務局、沖縄県監査委員事務局、沖縄県人事委員会事務局、沖縄県選挙管理委員会及び沖縄県労働委員会事務局の職員の児童手当の支給について認定をすること。
 - (3) 本庁機関、出先機関、沖縄県議会事務局、沖縄県監査委員事務局、沖縄県人事委員会事務局、沖縄県選挙管理委員会及び沖縄県労働委員会事務局の職員に旅費条例第6条第10項に規定する移転料が支給される旅行を命ずること。
- (知事決裁事項並びに部長等及び統括監専決事項に係る主管課長の審査)

第9条の2 第5条第23号に規定する予算執行、第6条第18号オ及びカに規定する予算執行及び支出負担行為並びに第6条の2第18号アに規定する予算執行及び支出負担行為の事務については、主管課長に回譲し、及びその審査を受けなければならない。

(報告)

第10条 専決者は、専決をした場合において必要があると認められるときは、その専決をした事項を上司に報告しなければならない。

(代理決裁)

第11条 知事が決裁すべき事項については、副知事が代理決裁をすることができる。

2 知事及び副知事が不在であるときは、その事項に係る事務を所掌する部長等が、知事が決裁すべき事項の代理決裁をすることができる。

第12条 部長等が専決することができる事項については、その事項に係る事務を所掌する統括監が代理決裁をすることができる。

第12条の2 統括監が専決することができる事項については、その事項に係る事務を所掌する課長が代理決裁をすることができる。

第13条 課長が専決することができる事項のうち、課長があらかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した班長及び室長が代理決裁をすることができる。課長が不在の場合における緊急を要する事項の決裁についても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、課長が専決することができる事項のうち、監が所掌する事務については、その者が代理決裁をすることができる。

3 班長が置かれていない課にあつては、前2項の規定にかかわらず、課長が専決することができる事項のうち、課長があらかじめ指定したものについては、課長があらかじめ指定した者が代理決裁をすることができる。課長が不在の場合における緊急を要する事項の決裁についても、また、同様とする。

(代理決裁をすることができる者が不在の場合の決裁)

第13条の2 災害その他やむを得ない事情により、専決者及び代理決裁をすることができる者が不在の場合において、緊急やむを得ないと認められるときは、専決者の上司が決裁するものとする。

(代理決裁後の手続)

第14条 代理決裁をした事項については、速やかに後関を受け、又は報告をしなければならない。ただし、あらかじめ後関又は報告を要しない旨の指示を受けた事項については、この限りでない。

(決裁順序)

第15条 事務は、順次、上司の決定を経て、それぞれ知事又は専決者の決裁を受けるものとする。ただし、部長等、統括監及び課長以外の者が不在の場合において緊急を要するもの又は災害その他やむを得ない事情により部長等、統括監及び課長が不在の場合において、緊急やむを得ないと認められるものについては、その決定を省略することができる。

(代理決定)

第16条 部長等が不在であるときは、統括監が代理決定をすることができる。

第16条の2 統括監が不在であるときは、課長が代理決定をすることができる。

第17条 課長が不在であるときは、課長があらかじめ指定した班長及び室長が代理決定をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、課長が不在であるときは、監が所掌する事務については、その者が代理決定をすることができる。

3 班長が置かれていない課にあつては、前2項の規定にかかわらず、課長が不在であるときは、課長があらかじめ指定した者が代理決定をすることができる。

(決定の省略又は代理決定後の手続)

第18条 第14条の規定は、第15条ただし書の規定により決定を省略した場合又は前3条の規定により代理決定をした場合に準用する。

(類推による決裁)

第19条 法令の制定等により新たに知事の権限となつた事項その他特別の事項でこの訓令に定めのないものについては、この訓令の規定を類推して決裁するものとする。

(臨時又は特別の事務の決裁区分等)

第20条 知事は、臨時又は特別の事務で、この訓令に定める決裁の区分及び手続により処理することが不適当なものについては、別に定めることができる。

(課長及び班長等専決事項の特例)

第21条 課長又は班長等が専決することができる事項のうち、課長又は班長等があらかじめ指定したものについては、所属の職員が、その専決を代行することができる。

(流域下水道事業で処理する事務の特例)

第22条 流域下水道事業において処理する財務に関する事務についての決裁の区分及び手続については、別に定めるところによる。

(出納事務局の処理する事務の特例)

第23条 出納事務局において処理する事務についての決裁の区分及び手続(第9条第2項各号に掲げる事項を除く。)については、別に定めるところによる。

ワシントンDCオフィス社の設立のために行われた手続及び
設立後の運営に関して追認し、又は確認すべき事項

1 出資について

平成27年5月8日にコロンビア特別区事業組織法に基づいて設立されたワシントンDCオフィス社に1,000ドルを出資し、株式を取得する。

その際、平成27年度ワシントン駐在員活動支援事業として、ワシントンコア社に委託した業務の一環で、同社がワシントンDCオフィス社の口座に振り込んだ資金の一部1,000ドルを出資と位置付ける。

なお、出資は委託業務の一環として行うこと、委託業務に係る予算執行伺いは行われていることから、出資に係る予算執行伺いは行わない。

2 基本定款及び附属定款の内容

別添の基本定款及び附属定款の内容については、適切なものとして追認する。

3 株主総会及び取締役会

平成27年6月17日に、発起人により選任された取締役が開催した取締役会の内容は適切なものとして追認する。

平成28年5月1日以降、毎年、書面により開催された株主総会の内容は適切なものとして追認する。

また、書面により開催された株主総会において、駐在職員が行使した議決権は、沖縄県として行使したものとして追認する。

4 駐在職員の身分について

(1) 基本的な考え方

駐在職員は県職員の身分を有し、かつ、ワシントンDCオフィス社の役員としての身分を併せ持つこととなる。

(2) 地方公務員法第38条との関係

他の団体の役員¹の地位を兼ねることになるため、地方公務員法第38条、営利企業への従事等の制限に関する規則及び沖縄県職員服務規程に基づき、営利企業従事許可の手続を行うこととする。

(3) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下「法」という。）第10条との関係

ア 法第10条の特定法人は、「当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるとして条例で定めるもの」とされている。

イ 一般に、「援助」とは「他人の事業活動、生活等を（中略）人的な支援等により、助けること」とされている。（法令用語研究会「法律用語辞典」有斐閣）

ウ ワシントンDCオフィス社は、県が自らの業務を行う上で、米国の法制度に適合した受け皿が必要であるために設立したものであり、その事業目的は県の駐在の担当事務に含まれる。

エ すなわち、同社の活動は、県から見て「他人の事業活動」とは言えず、「人的援助を行うことが必要」と整理されるべきものではなく、駐在を命じられた職員が駐在の担当事務を行っていることに変わりはない。

オ したがって、ワシントンDCオフィス社は、法が規定する「特定法人」には当たらない。

(以上)

ワシントン駐在及びワシントンDCオフィス社の事務に
関する要領

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県職員の駐在等に関する規程（以下「駐在規程」という。）に基づいてワシントンで勤務する駐在（以下「駐在職員」という。）が活動するため、沖縄県事務決裁規程その他関係法令に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(法人)

第2条 駐在職員が米国で活動するための受け皿となる組織として、Okinawa Prefecture DC Office, Inc（以下「ワシントンDCオフィス社」という。）を設立し、駐在職員は、ワシントンDCオフィス社を招へい人（スポンサー）としてビザを取得する。

2 ワシントンDCオフィス社は、駐在規程で示される駐在職員の担当事務の遂行に必要な範囲で活動する。

(駐在の身分)

第3条 駐在職員は、県職員としての身分及びワシントンDCオフィス社の役員としての身分を併せ持つ。このため、駐在職員は、地方公務員法第38条が規定する営利企業に従事するための許可を申請するものとする。

(株主総会)

第4条 ワシントンDCオフィス社の株主総会における県の株主としての議決権は、駐在職員があらかじめ基地対策課に議案の内容を報告し、基地対策課を通じて知事から個別に委任された場合、駐在職員が行使する。

2 知事が前項の委任を行う場合は、別紙の委任状により行うものとする。

(公有財産)

第5条 県がワシントンDCオフィス社への出資に伴って取得した株券は、公有財産（有価証券）として、沖縄県公有財産規則に基づいて管理する。

(経営状況の報告)

第6条 県は、地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に経営状況を報告する必要があることから、株主としてワシントンDCオフィス社に事業計画及び予算等に相当する書類並びに損益計算書、貸借対照表及び事業報告書等に相当する書類の提出を求め、これを議会に提出する。

附 則

この要領は令和6年〇月〇日から施行する。

委任状

私は、 年 月 日に開催されるOkinawa Prefecture DC Office, Incの株主総会における議決権の行使を下記の者に委任します。

ただし、私が出席する場合は、本委任状は無効とします。

記

所屬・氏名 _____

年 月 日

株主 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県

代表者 沖縄県知事 知 事 名 印

ワシントンDCオフィス社に係る株主総会の運営について

令和6年12月 日
知事公室

- 1 ワシントンDCオフィス社の株主総会における県の株主としての議決権は、駐在職員があらかじめ基地対策課に議案の内容を報告し、基地対策課を通じて知事から個別に委任された場合、駐在職員が行使する。
- 2 株主は知事という個人ではなく沖縄県であり、1の取扱いは、沖縄県以外の者に代理させて議決権を行使する訳ではないから、会社法第310条又は同条に相当する米国の規定にいう「代理人による議決権行使」ではなく、あくまで、県内部の関係において、駐在職員が知事の権限に属する事務を補助するものである。
- 3 事務決裁規程上、駐在職員が専決できる事務がないことから、駐在職員が行う議決権の行使は、知事公室長又は基地対策課長の指示の範囲で行うものとする。
- 4 知事公室長又は基地対策課長が行う指示は、文書により行う。



第5号様式（第7条関係）（表）

営利企業への従事等許可申請書

令和6年12月25日

沖縄県知事 殿

所 属 知事公室秘書課

職 副参事

氏 名 仲里 和之

秘書課長 崎原 美奈子



地方公務員法第38条第1項（及び沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第3号）の規定に基づき、次のとおり営利企業への従事等の許可（及び職務専念義務の免除）を申請します。

1 就こうとする業務の属する団体について	a 勤 務 地	ワシントンD.C.	b 所 在 地	同左
	c 事業の内容	沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等に関すること。	d 事業形態の種別	日本の株式会社に相当する形式の法人
2 就こうとする業務について	a 職 名	Director (取締役) President (社長) Treasurer (会計役)	f 職務内容と責任	在沖米軍基地と地域社会との関係や沖縄と米国の経済、文化関係を含む地域課題について、沖縄県と米国の利害関係者の意思疎通を促進し、より深い理解と協力の実現を図るとともに、沖縄と米国の事業機会及び国際貿易を促進する。 なお、株主総会、取締役会その他の会社固有の業務については職務専念義務の免除の対象とする。
	b 勤務の態様	常勤		
	c 勤務時間	7時間45分/日		
	d 収 入 額	無		
	e 兼業の期間	申請の日から令和7年3月31日まで		
3 兼業を必要とする理由	別紙のとおり			
4 兼業が現職の職務遂行に与える影響その他参考事項	沖縄県職員の駐在等に関する規程に定めるワシントン駐在の担当事務を遂行するために必要な兼業である。			

※ 承認番号54

営利企業への従事等許可通知書

令和6年12月26日

仲里和之殿

沖縄県知事 印

玉城 康裕



上記については、次のとおり（許可及び承認）する。

1 期 間 許可日から令和7年3月31日まで。

2 条 件 申請のとおり。

(裏)

注

- 1 この申請書は、職員が営利企業に従事すること等について許可を申請しようとする場合に用いるものである。
- 2 記載に当たっては、次の事項に注意すること。
 - (1) 1のcの「事業の内容」については、事業内容を具体的に記載すること。
 - (2) 1のdの「事業形態の種別」については、営利形態の種別、例えば、個人、法人の別を、社団法人にあつては、株式会社、合名会社等の別を記載すること。
 - (3) 2のbの「勤務の態様」については、常勤、非常勤の別を、臨時の場合は、その旨を記載すること。
 - (4) 2のcの「勤務時間」については、1日の勤務時間又は1週における延べ勤務時間及び1週又は1月の総勤務日数を記載すること。なお、正規の勤務時間をさく場合には、その旨を特に詳細に記載すること。
 - (5) 2のdの「収入額」については、月収総額及び給与等の支給方法（例えば、1時間につき何円、1日につき何円等）を記載すること。収入がない場合には、無と記載のこと。
 - (6) 営利企業への従事等のため正規の勤務時間をさく場合には、職務専念義務の免除の申請を併記すること。
 - (7) ※印の欄は、申請者において記載しないこと。
 - (8) 記載に当たっては、すべて正確、真実かつ具体的でなければならない。
- 3 許可申請事項に変更を生じた場合は、新たに許可申請手続をとること。

兼業を必要とする理由等

1 兼業を必要とする理由

- (1) ワシントン DC オフィス社は、駐在職員が米国の法制度と適合性を確保して活動するため、その受け皿として設立された法人である。
- (2) また、外国代理人登録法（FARA）に基づく登録を行った上で、沖縄の米軍基地問題に関連する情報収集、情報発信等を行うという、ワシントン駐在の活動内容を踏まえ、現地の弁護士を介して内国歳入庁等に相談したところ、非営利法人ではなく、日本の株式会社と相当する形態が適当との結論に至った。（非営利法人のロビー活動には一定の制約がある）。
- (3) 営利企業従事許可の要否は、就こうとする業務の属する団体の設立根拠となる法令において、営利企業とされているかどうかによると考えられている。ワシントン DC オフィス社は、その設立根拠となるワシントン特別区の事業組織法上、営利法人とされており（6参照）、その役員の地位を兼ねることから営利企業従事許可を申請するものである。

2 ワシントン DC オフィス社の業務

コロンビア特別区の法令上、定款においては事業目的を記載する必要がないが、ビザを申請する際には、同社の事業目的について「在沖米軍基地と地域社会との関係や沖縄と米国の経済、文化関係を含む地域課題について、沖縄県と米国の利害関係者の意思疎通を促進し、より深い理解と協力の実現を図るとともに、沖縄と米国の事業機会及び国際貿易を促進する。」と説明している（添付資料参照）。

3 地方公務員法第 38 条の趣旨との関係

- (1) 米国において駐在職員として活動するために、ワシントン DC オフィス社の役員の地位を兼ねるものであり、基本的に職務専念義務に支障を生じさせることはない。ただし、専ら同社の役員としての立場で取締役会等の業務に従事する時間（年に 1 時間）については、職務専念義務の免除を申請する。
- (2) ワシントン DC オフィス社は、駐在の受け皿として設立したものであり、その役員の地位を兼ねることが職務の公正の確保や職員の品位の維持に支障を生じさせることはない。

4 職務専念義務の免除を申請する理由

- (1) 駐在職員が常時行っている米軍基地に関する情報収集、情報発信等の活動は、ワシントンDCオフィス社及びその役員としてFARAの登録に基づいて行っている。
- (2) すなわち、米国に駐在する間、県職員の身分とワシントンDCオフィス社の役員としての身分を常時併せ持って活動しているから、駐在職員は同社の常勤の役員である。
- (3) しかし、株主総会、取締役会その他の会社固有の業務（例：決算書の作成、税務申告等）については、専ら同社の役員として業務に従事する時間帯が生じることから、その時間帯については職務専念義務の免除を申請する。ただし、沖縄県職員の駐在等に関する規程で示されている担当事務に含まれる業務については、職務専念義務の対象とはしない。

5 就こうとする業務の補足（職名について）

- (1) 米国の会社法は州ごとに制定されている。一般的には会社の役員として取締役（director）と執行役（officer）について規定され、取締役は会社の基本的な経営方針等を決定し、執行役は取締役会の監督のもとに会社の日常業務を遂行するものとされている。
- (2) 駐在職員2名は、2名とも、株主総会で取締役に選任された上で、取締役会において、副参事がPresident（社長）とTreasurer（会計役）、主幹がVice President（副社長）とSecretary（事務局長）に選任されている。
- (3) なお、取締役が執行役員を兼ね、執行役が複数の役職を兼ねることは認められている。

6 ワシントンDCオフィス社が営利法人であると判断する理由

- (1) 基本定款において“ For-Profit Corporation ”であることが示されている。
- (2) コロンビア特別区のホームページにおいて、For-Profit CorporationはBusiness Corporationとして説明されていることから、For Profit CorporationとBusiness Corporationと同義と考えられる。
- (3) コロンビア特別区法典第27編（事業組織法）第1章101.02条においてBusiness Corporationは同法第3章に基づいて設立されたものと定義されており、同法第3章第304.60条の規定に基づき、Business Corporationは株主に配当を行うことができるとされている。
- (4) 日本の会社法について、「営利」とは対外的な事業活動によって利益を上げ、それを構成員に分配することと考えられており、同法第823条において「外国会社は、他の法律の適用については、日本における同種の会社又は最も類似する会社とみなす。」とされていることから、配当を行い得る形態の法人として設立されたワシントンDCオフィス社は、営利法人とみなされる。

- (5) なお、同特別区のホームページでは、For-Profit Corporationは内国歳入庁が定義するS-Corporation又はC-Corporationに当たるとされており、日本の文献においてC Corporationは日本の株式会社に相当すると解説されている(ジェトロ「米国における事業進出マニュアルー会社設立ー」2021年1月)



第○号様式（第7条要條）（表）

営利企業への従事等許可申請書

令和6年12月25日

沖縄県知事 殿

所属 知事公室基地対策課

職 上幹

氏名 玉城 勝也

基地対策課長 長 前 元裕



地方公務員法第38条第1項（及び沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第3号）の規定に基づき、次のとおり営利企業への従事等の許可（及び職務専念義務の免除）を申請します。

1 就こうとする業務 の属する団体につ いて	a 勤 務 地	ワシントン D.C.	b 所 在 地	同左
	c 事業の内容	沖縄の基地問題に 関連する情報収集、 情報発信等に関す ること。	d 事業形態の種別	日本の株式会社と相当 する形式の法人
	a 職 名	Director（取締役） Vice President（副社長） Secretary（事務局長）	f 職務内容と責任	在沖米軍基地と地域 社会との関係や沖縄と 米国の経済、文化関係 を含む地域課題につい て、沖縄県と米国の利 害関係者の意思疎通を 促進し、より深い理解 と協力の実現を図ると ともに、沖縄と米国の 事業機会及び国際貿易 を促進する。 なお、株主総会、取 締役会その他の会社固 有の業務については職 務専念義務の免除の対 象とする。
	b 勤務の態様	常勤		
	c 勤務時間	7時間45分/日		
	d 収 入 額	無		
e 兼業の期間	申請の日から令和 7年3月31日まで			
2 就こうとする業務 について				
3 兼業を必要とする理由	別紙のとおり			
4 兼業が現職の職務遂行に与 える影響その他参考事項	沖縄県職員の駐在等に関する規程に定めるワシントン駐在の担 当業務を遂行するために必要な兼業である。			

※ 承認番号 55

営利企業への従事等許可通知書

令和6年12月26日

玉城 勝也 殿

沖縄県知事 印

玉城 康 裕



上記については、次のとおり（許可及び承認）する。

1 期 間 許可日から令和7年3月31日まで。

2 条 件 申請のとおり。

(裏)

注

- 1 この申請書は、職員が営利企業に従事すること等について許可を申請しようとする場合に用いるものである。
- 2 記載に当たっては、次の事項に注意すること。
 - (1) 1のcの「事業の内容」については、事業内容を具体的に記載すること。
 - (2) 1のdの「事業形態の種別」については、営利形態の種別、例えば、個人、法人の別を、社団法人にあつては、株式会社、合名会社等の別を記載すること。
 - (3) 2のbの「勤務の態様」については、常勤、非常勤の別を、臨時の場合は、その旨を記載すること。
 - (4) 2のcの「勤務時間」については、1日の勤務時間又は1週における延べ勤務時間及び1週又は1月の総勤務日数を記載すること。なお、正規の勤務時間をさく場合には、その旨を特に詳細に記載すること。
 - (5) 2のdの「収入額」については、月収総額及び給与等の支給方法（例えば、1時間につき何円、1日につき何円等）を記載すること。収入がない場合には、無と記載のこと。
 - (6) 営利企業への従事等のため正規の勤務時間をさく場合には、職務専念義務の免除の申請を併記すること。
 - (7) ※印の欄は、申請者において記載しないこと。
 - (8) 記載に当たっては、すべて正確、真実かつ具体的でなければならない。
- 3 許可申請事項に変更を生じた場合は、新たに許可申請手続をとること。

兼業を必要とする理由等

1 兼業を必要とする理由

- (1) ワシントン DC オフィス社は、駐在職員が米国の法制度と適合性を確保して活動するため、その受け皿として設立された法人である。
- (2) また、外国代理人登録法（FARA）に基づく登録を行った上で、沖縄の米軍基地問題に関連する情報収集、情報発信等を行うという、ワシントン駐在の活動内容を踏まえ、現地の弁護士を介して内国歳入庁等に相談したところ、非営利法人ではなく、日本の株式会社と相当する形態が適当との結論に至った。（非営利法人のロビー活動には一定の制約がある）。
- (3) 営利企業従事許可の要否は、就こうとする業務の属する団体の設立根拠となる法令において、営利企業とされているかどうかによると考えられている。ワシントン DC オフィス社は、その設立根拠となるワシントン特別区の事業組織法上、営利法人とされており（6参照）、その役員の地位を兼ねることから営利企業従事許可を申請するものである。

2 ワシントン DC オフィス社の業務

コロンビア特別区の法令上、定款においては事業目的を記載する必要がないが、ビザを申請する際には、同社の事業目的について「在沖米軍基地と地域社会との関係や沖縄と米国の経済、文化関係を含む地域課題について、沖縄県と米国の利害関係者の意思疎通を促進し、より深い理解と協力の実現を図るとともに、沖縄と米国の事業機会及び国際貿易を促進する。」と説明している（添付資料参照）。

3 地方公務員法第 38 条の趣旨との関係

- (1) 米国において駐在職員として活動するために、ワシントン DC オフィス社の役員の地位を兼ねるものであり、基本的に職務専念義務に支障を生じさせることはない。ただし、専ら同社の役員としての立場で取締役会等の業務に従事する時間（年に 1 時間）については、職務専念義務の免除を申請する。
- (2) ワシントン DC オフィス社は、駐在の受け皿として設立したものであり、その役員の地位を兼ねることが職務の公正の確保や職員の品位の維持に支障を生じさせることはない。

4 職務専念義務の免除を申請する理由

- (1) 駐在職員が常時行っている米軍基地に関する情報収集、情報発信等の活動は、ワシントンDCオフィス社及びその役員としてFARAの登録に基づいて行っている。
- (2) すなわち、米国に駐在する間、県職員の身分とワシントンDCオフィス社の役員としての身分を常時併せ持って活動しているから、駐在職員は同社の常勤の役員である。
- (3) しかし、株主総会、取締役会その他の会社固有の業務（例：決算書の作成、税務申告等）については、専ら同社の役員として業務に従事する時間帯が生じることから、その時間帯については職務専念義務の免除を申請する。ただし、沖縄県職員の駐在等に関する規程で示されている担当事務に含まれる業務については、職務専念義務の対象とはしない。

5 就こうとする業務の補足（職名について）

- (1) 米国の会社法は州ごとに制定されている。一般的には会社の役員として取締役（director）と執行役（officer）について規定され、取締役は会社の基本的な経営方針等を決定し、執行役は取締役会の監督のもとに会社の日常業務を遂行するものとされている。
- (2) 駐在職員2名は、2名とも、株主総会で取締役に選任された上で、取締役会において、副参事がPresident（社長）とTreasurer（会計役）、主幹がVice President（副社長）とSecretary（事務局長）に選任されている。
- (3) なお、取締役が執行役員を兼ね、執行役が複数の役職を兼ねることは認められている。

6 ワシントンDCオフィス社が営利法人であると判断する理由

- (1) 基本定款において“ For-Profit Corporation”であることが示されている。
- (2) コロンビア特別区のホームページにおいて、For-Profit CorporationはBusiness Corporationとして説明されていることから、For Profit CorporationとBusiness Corporationと同義と考えられる。
- (3) コロンビア特別区法典第27編（事業組織法）第1章101.02条においてBusiness Corporationは同法第3章に基づいて設立されたものと定義されており、同法第3章第304.60条の規定に基づき、Business Corporationは株主に配当を行うことができるとされている。
- (4) 日本の会社法について、「営利」とは対外的な事業活動によって利益を上げ、それを構成員に分配することと考えられており、同法第823条において「外国会社は、他の法律の適用については、日本における同種の会社又は最も類似する会社とみなす。」とされていることから、配当を行い得る形態の法人として設立されたワシントンDCオフィス社は、営利法人とみなされる。

- (5) なお、同特別区のホームページでは、For-Profit Corporationは内国歳入庁が定義するS-Corporation又はC-Corporationに当たるとされており、日本の文献においてC Corporationは日本の株式会社に相当すると解説されている(ジェトロ「米国における事業進出マニュアルー会社設立ー」2021年1月)